

月刊

地域 と 人権

全国地域人権運動総連合

全国人権連のホームページ
<http://zjr.sakura.ne.jp/>

2018/9 No.413

ISSN 1349-4481 1984年4月20日第3種郵便物認可
2018年9月5日発行(毎月1回5日発行 通巻413号No.171)



特集 全国人権連 第8回定期大会(上)

開会あいさつ 全国地域人権運動総連合・副議長 吉村 駿一

主催者代表あいさつ 全国地域人権運動総連合・議長 丹波 正史

全国地域人権運動総連合 第8回定期大会決定方針

全国地域人権運動総連合・事務局長 新井 直樹

月刊「地域と人権」(解放の道改題) 2018年9月号 (No.171通巻413号) 毎月5日発行 1984年4月20日 第三種郵便物認可

「部落」差別はまだ厳しい? ほんとにそうでしょうか!?

ここまできた

部落問題の解決

部落差別解消推進法は何か問題か

ここまできた 部落問題の解決

—「部落差別解消推進法」は何か問題か—

部落問題研究所 編 A5判 164頁 定価 1400円+税

- 第1部 部落問題解決の道程
第1章 体験的に見た部落問題解決の道程
第2部 部落問題の解決はどこまで進んだか
第2章 社会調査から見た部落問題の解決過程
第3章 広島市福島町における解決過程をどう見るか
第4章 滋賀県・日野町における部落問題の解決過程
第5章 和歌山県・白浜町における部落問題の解決過程
第3部 「部落差別解消推進法」の批判
第6章 憲法からみた「部落差別解消推進法」の問題点
第7章 部落問題解決の到達点と「部落差別解消推進法」の問題点
第8章 「部落差別解消推進法」をめぐる状況と運動課題
資料 部落差別の解消の推進に関する法律

部落問題の解決過程の
道筋を解明し、「部落差
別解消推進法」の矛盾

や問題点
を明らか
にする!

図書館、学校、
研究機関・自治体関係
必携

部落問題解決過程の研究 全5巻

多くの分野の研究者が結
集し、部落問題の解決過程をめ
ぐる動向を、日本社会の構造変
化に視点をおいて科学的に分
析、解明する。政府・自治
体関係・研究機関に携わる
方、研究者・大学院生・学
生の方、部落解放運動や社
会・労働・宗教・文化運動
関係の方、法曹関係の方も
ぜひご覧いただきたい。

部落問題研究所 編



- 第1巻 〈歴史篇〉
第2巻 〈教育篇/思想文化篇〉
第3巻 〈現状・理論篇/資料篇Ⅰ〉
第4巻 〈資料篇Ⅱ〉
第5巻 〈年表篇〉

全5巻セット価格 44,000円+税

分売価格

第1~4巻 各 8,000円+税 (A5判 平均430頁)
第5巻 12,000円+税 (A5判 660頁)

<http://www.burakken.jp>

部落問題研究所

〒606-8691 京都市左京区高野西開町 34-11

TEL 075-721-6108 FAX 075-701-2723

E-mail: burakken@smile.ocn.ne.jp

月刊「地域と人権」解放の道改題(No.171通巻413号)

1984年4月20日第3種郵便物認可 天王寺郵便局 許可番号9/月刊 毎月5日発行

発行所 東京都荒川区南千住2-16-6 全国地域人権運動総連合 ☎ 03(5615) 3395

年間購読料5016円(送料共) 郵便振替 00190-7-371125

部落問題解決への 理論的軌跡



丹波 正史 著

(全国地域人権運動総連合代表委員)

部落解放運動の分裂とその後の理論・政策活動の展開を歴史的に辿りながら、著者は「部落問題原論」を意図して論を展開する。

A 5 判232頁

定価 (本体2,200円+税)

特集 全国人権連 第8回定期大会(上)

開会あいさつ 全国地域人権運動総連合・副議長 吉村 駿一…………… 3

主催者代表あいさつ 全国地域人権運動総連合・議長 丹波 正史…………… 3

全国地域人権運動総連合 第8回定期大会決定方針
全国地域人権運動総連合・事務局長 新井 直樹…………… 5

所感 雑感

「老後の資金がありません」(中公文庫) 2018/3/23 垣谷美雨・著。なんとも切実なタイトル。500万円かけた娘の派手婚、舅の葬式に200万円、毎月9万かかる姑の生活費、しっかりと蓄えた1200万円の老後資金はみるみる激減し300万円に、しかも夫婦そろってリストラ失職。金融広報中央委員会の調べでは、50代2人以上の家族構成で、貯蓄無し世帯が29・5%。300万円以下が11・4%、合計40・9%の家庭が貯蓄額300万円以下。(家計の金融行動に関する世論調査「二人以上世帯調査」平成29年調査結果。全国8、000世帯―世帯主が20歳以上でかつ世帯員が2名以上の世帯。一人暮らしの世帯はさらに厳しい実態にある。

しかも自然災害、不慮の事故など予期せぬ事態が生じる。尊厳を持った暮らしを維持してゆくのはなかなか大変。国家が株式市場の一割を買い支えて一握りの富裕層の富を増やし、多くの国民は「自己責任」に絡め取られている。(新井)

「平成30年7月西日本豪雨災害」気象庁の命名によるものだが、イメージ的には「ゲリラ豪雨」が長時間、しかも広範囲にわたって降り続いたような感じがした。自宅横が高梁川で近年経験したことのない水量だった。しかも台風の際の増水と違い、なかなか水量が減らず濁ったままだった。県下最大の被害を出した倉敷市真備町、それに総社市、高梁市でも浸水被害は広範囲にわたっていた。

豪雨から1ヵ月。ほとんど雨は降らず連日炎天下の日が続いている。車外温度計は40度、42度という数字を示すことが増えた。異常気象の連続、「想定外」という言葉が普通になりつつある現在。だがダムのは放流操作は行政的行為で人が行うことから、本来治水の観点から被害が発生してはならないのだが現実。(吉岡)

2016年度、介護保険料が払えずに差し押さえ処分を受けた65歳以上の高齢者が過去最高の1万6161人となったことが、厚生労働省の調査で分かった、という新聞報道があった。2015年度は1万3371人で、2790人も増加したとのことだ。

介護保険料は多くの方が「特別徴収」と言って年金からの天引き。自分で支払う「一般徴収」は年金額が月1万5千円以下が無年金の方が殆どだ。「一般徴収」の方の保険料は千数百円なのかもしれない。しかし、わずかな年金から保険料を払うことは大変な負担だ。払いたくても払えないのが実情ではないか。

無年金・低年金の方の負担軽減のためには、国の責任で保険料の減免制度を早急に作ることや、国の公費負担割合を増やし保険料の引き下げをすること、年金制度を改正し誰でも生活ができるような基礎年金制度を創設することを求める運動を強める必要がある。(清水)

「今月の表紙」

優雅な水城・中津城(大分県)

表紙の写真は、築城の名手・黒田官兵衛の縄張りで造られた中津城のたたずまいである。周防灘に臨む中津川の河口付近に造られたので海城または水城と呼ばれ、また石垣は強固で、近世城郭の石垣としては九州最古のものである。

黒田官兵衛は、天下取りの豊臣秀吉の軍師であるとともに、大阪城や福岡城なども手掛けたところから、加藤清正や藤堂高虎と並んで3大築城名人と呼ばれている。

また中津は、その著書『学問のすすめ』“天は人の上に人を造らず、人の下に人を造らず”との名言で知られる慶応大学の創始者・福沢諭吉の出身地でもある。(神沢)



特集

全国人権連 第8回定期大会(上)

2018年6月23・24日
大分県別府国際コンベンションセンター

全国人権連
主催

全国地域人権運動総連合（丹波正史議長）は6月23、24の両日、大分県別府市で第8回定期大会を開き、新たな「部落問題」を引き起こしかねない「部落差別解消推進法」（差別固定化・永久化法）とのたたかいや地域人権憲章の地域での具体化などを論議、規約を一部改正し議長制から代表委員制に移行しました。

開会あいさつで丹波正史議長は「森友・加計問題にみられるアベ横暴政治、憲法改悪の反動政治に対して野党と市民の共闘で阻止、政治の流れを変える大会にしよう。差別解消法は国会内外のとりくみで逆流に歯止めをかけさせた。理念法は『解同』らの想い通りにはいかなかった。人権連のたたかいは道理ある運動。附帯決議と参議院審議や討議を学び、『解同』らに悪用させないとりくみをすすめる。昨日は大分県などに申し入

れを行った。部落問題の解決は分離・分け隔てと排除を乗り越え克服すること。国民的融合を成熟させ、解決を阻害する要因を克服、地域権利憲章を人権破壊とのたたかいの武器にたたかいを前進させていく。旧同和地区と周辺地域全体を視野に入れた組織建設をめざして人権連運動をすすめよう」と訴え、議長としての最後の挨拶を締めくくりました。

活動報告と運動方針を提案した新井直樹事務局長は、「解同」による「人権侵害救済」「人権擁護」の名による利権あさりを目的にした行政への介入などに対して、部落問題が社会的に解決したことを明らかにして、人権連のたたかいをすすめてきたと強調。部落問題解決の逆流を許さないために参議院法務委員会での3項目の附帯決議の順守をもとめる学習会、各自治体との懇談にとりくむこと、地域での諸課題解決に向けた生活相談活



動を日常的に広げようと提起しました。

大会には来賓として部落問題研究所の奥山峰夫理事、日本共産党の田村貴昭衆議院議員、堤榮三大分県議が参加してあいさつ。田村氏は「学生時代、北九州の同和問題土地ころがし事件のたたかいに解放運動のあり方を学んだ。人権連運動は国民の権利を踏みにじる悪政をすすめる安倍政権への地域からの対抗軸になっている」と述べ、大会参加者を激励しました。

大会で選出された新役員 ○は新任

代表委員

- 丹波 正史（愛知）
- 中島 純男（岡山）
- 橋本 忠巳（和歌山）
- 吉村 駿一（本部）

事務局長

新井 直樹（茨城）

事務局次長

植山 光朗（福岡）
丹波 史紀（本部）
吉岡 昇（岡山）

常任幹事

加藤 哲生（愛知）
川口伊智子（再・福岡）
清水 信江（島根）
前田 武（兵庫）

幹事

間中 広（茨城）
永井 和典（茨城）
星野 光作（栃木）
○榎原 主計（群馬）
坂井 勇（群馬）
川崎 栄蔵（埼玉）
片倉 洋（東京）
長嶋 茂（神奈川）
○佐々木久子（長野）
山口 明宏（愛知）
○平井 雅希（愛知）
○丹波 麗子（愛知）
橋本 進（三重）
○西浜 典泰（三重）
○巖 博（京都）
保留（大阪）
保留（大阪）
前田 泰義（兵庫）
西塚 進（兵庫）

鈴木 幸夫（和歌山）

橋本 成（和歌山）

大西 修（島根）

藤澤 末博（岡山）

村上 雅彦（岡山）

保留（広島）

田中 克美（鳥取）

末長 正（山口）

○山本 哲平（山口）

保留（徳島）

保留（高知）

川口 学（福岡）

菅井 幸夫（熊本）

用松 律夫（大分）

田中 金一（本部推薦）

有馬 理恵（本部推薦）

北原きよ子（本部推薦）

大原 光夫（本部推薦）

赤松 英知（本部推薦）

丹波 琢磨（本部推薦）

神沢 和明（本部推薦）

内海ハル子（本部推薦）

監査

佐々木保好（長野）
三枝 茂夫（埼玉）

開会あいさつ

全国地域人権運動総連合副議長 吉村 駿一

全国人権連第8回定期大会にご出席、ご苦労さまです。この大会は、役員55名、代議員60名、計115名で構成され、58名が定足数ですが、きょうは76名が本人出席、15名が委任状、計91名の出席により成立し、傍聴者が22名おります。

議事に先立ちまして、この2年の間に亡くなられた皆さまに、この大会の場で黙とうを捧げたいと思います。

熊本の西本正信さん 東京の田中實さん 群馬の浦部修さん。大阪の東延さん 他の皆様でございます。1分間の黙とうを捧げたいと思います。

―― 黙とう。

一昨年の広島の大会、そのあと暮れには部落差別解消促進法が強行されました。私ども人権連は成立に反対をするとともに、成立後は法律が実行されないように、とりわけ参議院附帯決議などの遵

主催者代表あいさつ

全国地域人権運動総連合議長 丹波 正史

全国からお集りいただいた皆さんに本当に心から感謝申し上げます。私はこの

大会でおそらく、皆さんの賛同を得られれば最後の議長のあいさつとなろうかと

守を求めて取り組んできております。

しかし、現実には自治体によってはさまざまな逆流が生まれております。また、私たちが基本とし、綱領的な文書であります地域人権憲章を各都府県で実践していくことを課題に掲げ活動をしてまいりました。同時に、憲法改悪阻止の3000万署名等の全国課題も遂行してまいりました。

この2年間の活動を総括し、今後2年間にむけた活動方針を決め、そして、これらを推進する中央役員の選出をいたします。この第8回定期大会の大きな役割を果たすため、皆さまのご協力をお願い申し上げます、大会のあいさつに代えさせていただきます。

思います。

今大会の課題、いくつかありますが重要な点について触れておきます。一つは、森友・加計問題等に見られる政治の問題であります。数を頼りにかつてない横暴な政治が行われ、そのもとで憲法9条の改憲が政治日程にあがっており、これとのたたかいが非常に重要な局面を迎えております。

こういう反動的な動きにたいして多くの国民が危機感を持ち、団結をしなければならぬということ、野党と市民の共闘が全国各地で前進をしてくれております。これは戦後政治の上でもかつてないうねりとなっているのが特徴ではないかと思えます。この政治の流れ、これを本当に大きな流れにして、日本の政治を大きく変える必要がある。そのことを一つの課題にした大会ではなからうかと思っています。

第二の点は、一昨年末に施行された部落差別固定化法に対する取り組みの問題であります。制定反対のたたかいは短期間でありますが、国会内外での取り組みが結合し、大きく前進をしたことは、一つの成果ではないかと思っております。国会の中でも道理にかなった節度ある批判、あるいは部落問題解決の到達点を踏まえた説明、さらに逆流にたいする歯止め等が取り上げられました。理念法と言われておりますが、解同の思惑通りにいかなかった面がありますが、ただ、法律は制定されますとひとり歩き側面に注視しなければいけない。

昨日、大分県庁で課長さんと1時間半あまり話をしました。私たちの道理ある

説明、解明、追求等の取り組みの中で、大分県庁においてもそれなりの回答を得たかと思っております。そういう点で、私たちのこの運動は部落問題を解決していくという旗印を高らかに打ち立てた道理あるたたかいであることを、確信をもちやってきましたのではないかと思っております。

この法律ができる際には多くの点で疑念が持たれました。そうした点を共産党の国会議員団の皆さんが精力的に解明し追求され、その成果は資料で添付してあります。法制整備の附帯決議、この内容、それから国会への論戦の中で提案者側が回答せざるを得なかった内容、これを武器にして全国各地でたたかいをさらにおし進めていく必要があるかと思っております。解同に絶対に悪用させない、こういう決意のもと、私たちには道理があることに確信を持ち、たたかいを推し進めていくことであります。

第三には、部落問題解決と国民的融合の点についてであります。差別問題の特徴点として、一つには分離、分け隔てをするという特徴があります。もう一つは社会的排除、あるいは排除、こういう二つの側面を持っております。この二つの

側面をどう克服して乗り越えていくかが差別問題の解決にとって非常に重要なことではないか。このことは私たちは100年近い運動の中で実証してきたわけであり確信を持てると思います。

そして今日、社会問題としての部落問題が解決した状況のもとで、まさに国民的融合を成熟させていく段階、あるいは直面であろうというふうに思っております。

具体的には、一方では解同などの阻害要因、部落問題を解決していく上でいろんなそういう疎外になるような問題や課題を私たちの手で地域を基礎にして克服していく、こういう点があります。

もう一方では、私たち人権連は地域人権憲章の旗を掲げたもと、どう実現していくのかということです。いま、地域社会の中で人権の破壊がさまざまな分野でおきており、人権侵害を許さないたたかいを前進させることが必要であります。私たちはこういう二刀流の活動をしながら、地域社会は変わっていくかないし、意識の中にある部落についての誤った考えを克服していく点でも重要な課題ではないかと思っております。

まさに社会進歩の事業の中で融合を推

を進めていくということが今、求められていると思っております。

第四には、大会方針上で、重要な位置づけである組織活動についてであります。解同と私たちの運動はどこが違うのか。利権とかそういう問題を別にしてもいわゆる私たちの運動は今、固有の組織対象、つまり旧部落といわれている地域を基盤に運動してきたわけでありまして。ただ現在の私たちの活動は限定した地域を基盤にせず、地域全体を視野に入れた組織建設をめざし、やりがいのある、展望の持てる活動であります。

そういう点では、消滅している部落民意識に依拠する解同の運動とは根本的に

ちがう。そこで私たちは、地域全体を視野にした組織論をどう展開していくのが問われております。

私の地域でも今、愛知地域人権連合と愛知難病患者団体連合会と共同し、県交渉や相談活動に取り組んでおります。こういう取り組みを大切に、地域で人間らしい生活を保障する上でも必要なものだと思っております。

また、運動を前進させていく上で、それを支える役員構成について、今大会で提案が行われます。議長制から代表委員制に切り替えていく、あるいは組織の担い手を経験豊かな人々、あるいは多様な能力を持った人々、切れ目のない世代の

構成、あるいは若手・女性の抜擢など、思い切った対応がこの大会を契機にして行っていく必要があるかと思っております。

問題の確信は運動を支える役員体制、こういうものを強固につくりあげるということではなからうかと思っております。最後に長期にわたりまして、私はこの運動に一翼を担いたたかつてきました。引退するわけではありませんが、少し制限をしながら活動をさせていただくということ、きょうのあいさつに代えさせていただきます。どうもありがとうございます。

全国地域人権運動総連合

第8回定期大会決定方針

全国地域人権運動総連合副事務局長

新井 直樹

I 第8回大会にあたって

1. 憲法9条をめぐる情勢の特徴

安倍晋三氏が2012年末に首相に復

帰してから5年半が経過しました。秘密保護法や戦争法、「共謀罪」法の制定など憲法を踏みこむ政治を続けたのに加え、昨年の憲法記念日に改憲派の集会等

で安倍氏が、9条に自衛隊を書き込むなどの改憲を提案し、2020年から施行すると発言したのを受け、明文改憲の動きは一気に押し出されてきました。

昨年10月の総選挙でも、自衛隊の明記、緊急事態条項の創設などの改憲案を提案し、国会発議、国民投票を目指すことが明記されました。首相や国会議員に求められる憲法の尊重擁護義務を踏みこみ、安倍氏の改憲タカ派としての本質をむき出しにしたものです。

自民党は今年3月の党大会で、安倍氏が推進してきた改憲を、条文案で決定するというもくろみは実現できなかったものの、改憲「推進本部」で検討してきた9条に自衛隊を明記するなどの方針を確認しました。安倍氏は戦後民主主義への敵対攻撃、改憲への執念は異常です。改憲に反対する国民世論と「森友」公文書などの隠蔽、改ざん問題などで高まる政権不信に徹底して逆らうものです。

一方、戦争法廃止運動以降、市民と野党の政治的共闘は深い広がりをつくり、安倍改憲路線と真っ向から対峙しています。「安倍9条改憲NO! 3000万人署名」は、5月初めに1350万人分の署名数に到達しました。さらに広範な国民に呼びかけ、早期の達成に奮闘しました。日本と世界に多大な被害をもたらした侵略戦争への反省を踏まえて制定された憲法を守り生かし、二度と「戦争する国」にはならない決意を新たに、国民の世論と運動で安倍改憲政権を退陣に追い込むことが重要です。

2. 2年間の前進面

2016年6月に広島で開催した第7回大会では、2004年の全国人権連結成以来10有余年の運動を「歴史に新たな

たたかいを刻むべく、内外の期待に応え、奮闘してきました」と総括し、①「地域人権憲章」の学習・実践、②地域の貧困問題に焦点をあてた要求実現運動、③人権連組織を大きくし運動と組織を支える財政の確立、を活動の重点と定めた方針を採択しました。

とりわけ2016年12月16日に公布・施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」(「部落差別解消法」)の成立を阻止する闘いに全力を傾注しました。自民党は「解同」等の差別禁止、人権侵害救済など法の名で利権維持をはかる動きを取り込み、自らの国民管理に利用し、市民と野党共闘による選挙分断目当ての狙いもあり、立法事実を示すこともなく、乱発する「部落差別」の概念すらまともに定義をせずに、成立ありきの姿勢でした。人権連は国民諸階層及び国会議員に2002年3月末で終結した特別対策の経過と意義、解決の到達段階を宣伝してきました。その結果、法律は不本意ながら成立しましたが、参議院法務委員会では参考人質疑が行われ、法律の乱用に対する危惧の主張を反映した附帯決議が採択されました。まさに部落問題解決の到達を無視し解消を阻害し、不公正同

和行政等の固定化となる法律です。この実効化を阻止し、附帯決議の遵守を求める学習会やシンポジウム、自治体への申し入れや懇談などを進めてきました。この立場から今後の闘いを組むものです。

一方、憲法破壊の攻撃とたたかい、東日本大震災と原発事故、熊本地震など大規模災害を契機とした復興支援の取り組み、安心・安全な地域社会に向けた住民連帯の運動を前進させるとともに、言論表現の自由擁護、真の人権侵害救済の追求、地域共同の取り組みや事業活動でも前進をはかってきました。

こうした諸情勢のもとで開かれる本大会の任務は次の通りです。

3. 大会の任務

(1) 前大会からの2年間の活動を総括し、新たな情勢のもとで憲法擁護、地域人権運動の前進を勝ち取るための組織財政方針を決定します。

(2) 決定した方針の実践を進める中、中央役員等を選出します。

Ⅱ 地域人権運動の足場たる

「地域」の実態と課題

1. 2004年全国人権連に「発展的転換」を図った認識

全国人権連という新たな地域住民運動の創設は、①社会問題としての部落問題の基本的な解決を勝ち取った、②部落解放運動の教訓と実績、力量を継承している、③地域社会が生み出す住民の独自の課題と要求を基盤にしている、④自民党政治の矛盾が集中している地域社会でこれを主体的に打ち破る運動である、⑤地域社会で人権と民主主義、住民自治を実現していく恒常的な組織体である、と位置づけたものです。

もともと部落問題の属性つまり固有の性質は、封建的身分そのものではなく「封建的身分の残滓、のこりもの、後遺症」です。部落問題は民主主義の前進をはかる国民の不断の努力を背景に、特別対策や高度経済成長とこれに起因する社会構造の変化もあって、解決に向かって大きく前進しました。そして、部落問題はその後のわが国の企業社会・管理社会化、更にはバブル経済の崩壊による国民一般の犠牲が強化されるなかにおいても、時代とともに不可逆的に解決が進んできたものです。その結果、国民の多くが日常生活で部落問題に直面することはほとんどなくなり、新たに部落問題に関心を寄せる若い世代も急速に減少する

ことになりましたが、この事実こそ直視すべきであり、部落問題解決の著しい前進と評価しました。このように社会的交流の前進にともない、一部に問題がみられることもありましたが、民主主義的対応で理解も進み、基本的には社会問題としての部落問題は解決したといえる状態に到達したとして、全国地域人権運動総連合を立ち上げ、運動を進めてきたものです。

2. 地域人権運動の課題と羅針盤「地域人権憲章」

部落問題は基本的に社会問題としては解決しています。しかし、部落排外主義の運動の影響等で行政や教育に問題が生じている所もあります。部落問題にたいする非科学的認識や偏見にもとづく忌避や排除などの言動がその地域社会で受け入れられない状況をさらに高めるため、地域の実状に応じて人権と民主主義、住民自治の取り組み、不公正な行政や教育を糺す市民運動の取り組みを運動方針に取り上げてきました。

一方、資本の利潤追求を放任する「新自由主義」路線と、消費税増税、TPP（環太平洋連携協定）参加など、貧困と格差を生み出す「構造改革」「規制緩

和」路線が、政治、経済、社会のそれぞれのしくみに大きな変化と国民生活に多大な困難をつくりだしています。

地域社会に反映したこれらの問題では、高齢者のひとり暮らし、夫婦のみ世帯の急増と急速な超高齢社会、少子化、家族力の低下、未婚化・晩婚化など、人口や世帯構成の激変として現れ、学歴や教育及び地域間格差、過疎地問題、高齢者のみならず若年層の貧困問題などが深刻な事態にあります。

国立社会保障・人口問題研究所は3月30日、2045年までの都道府県や市区町村別の将来推計人口を発表しました。東京や沖縄では2030年まで人口増が続きますが、その後減少します。2015年と比べると、45年の総人口は2千万人減の1億642万1千人となり、秋田が4割以上減るなど東京を除く46道府県で少なくなる予想です。市区町村の94・4%で人口が減り、4割以上減るところも40・9%に上っています。

このように人口集中地域と著しく減少する地域との格差が甚だしくなり、地域社会の存続が困難に見舞われるところが過半になり、学校を初め公的施設の統廃合、一部地域への集中による住民との矛

盾が拡大しています。民主的な地域づくりを進めてきた運動団体として、地域社会の豊かな今後の有り様を提起・協議してゆくために、必要な学習や検討が求められています。

こうした課題に応える「地域人権憲章」は、地域社会の課題を明らかにし、地域人権確立の方向について、自由権、幸福に生きる権利、住民自治権の三つの権利が実現できる地域社会と定式化しています。地域社会が安心・安全で希望が持てる新しい時代を切り拓くために、多くの住民と力をあわせること、「地域人権憲章」を掲げ、多くの住民や運動組織と共同の地域づくりへ大きく踏み出すことを高らかにうたっています。

さらに、戦後民主主義運動の継承・発展、あらたな憲法闘争の前進、人権拡充の国民的連帯運動を拓げてゆく課題を遂行しつつ、「地域人権憲章」を地域住民共通の地域課題解決の目標にすべく、旺盛な学習と各地域での創意ある実践に努めることを呼びかけているものです。

Ⅲ 「地域人権」の更なる探求と、 地域社会での運動を大きな流れに

1. 全国人権連の存在意義に確信と意

欲を

(1) 地域社会を変える運動への貢献

第1は、地域社会で人権を確立し、地域を変えるための運動に貢献することです。その運動のなかで人権連は、多くの市民運動や民主団体、労働組合等と手をつなぎ、住民生活を支えるネットワークづくりに貢献する役割があります。

(2) 「地域人権憲章」を足がかりに地域づくりの構想を

第2は、住民本位の政治のあり方を住民とともに練り上げることです。「中央直結」を唱い予算分配・利益誘導型政治でもなく、弱肉強食の冷たい構造改革の政治でもない、真に住民のための政治はどうあるべきか、地域の人びとと共に構想を練り上げていくことです。人権連が、「地域人権憲章」に照らし合わせて地域の実態を解明し、打開の方向を探りながら地域住民運動の発展を促し、地域の人びとと一緒に地域づくりを進めていきます。

(3) 地域の担い手づくり

第3は、その地域を変える運動や医療・介護・保育などのさまざまな福祉の分野をはじめ、多面的に事業の担い手運動がつくっていくことです。まさに担

い手をつくっていくことにより新しい地域づくりというものの第一歩を進めます。

2. 「地域人権憲章」を運動の柱に

本部段階では、人権連結成10周年記念パンフレットの普及や地域人権問題全国研究集会でも「憲章」「貧困」論議をはじめ、「暮らしやすい地域づくり」「憲法を活かし地域人権の確立」などの分科会を設けて地域での運動を交流してきました。県及び地区段階でも運動方針に「地域人権」運動を提起し、学習会や研究集会で「憲法が輝く地域づくり」などが開かれています。

「地域人権憲章」を運動の基本に据えて、支部・地域段階での旺盛な学習活動と地域づくりの具体化を進めましょう。

3. 組織財政活動を常に点検し強固な組織へ

地域社会が暮らしづらく困難を抱え、さらに同和優遇の不公平な行政や同和問題を特別に重視する教育などに市民的批判が高まっているもとで、生活相談や同和行政の終結など人権連に対する期待が大きくなっています。これらの課題を克服するには、会員や地域に根を張った支部活動が大きな力になります。地域社会

の困難を解決し住民要求を実現しようとするれば、人権連の組織拡大・強化がどうしても必要です。

組織現状の点検、創意工夫した組織づくり、運動の後継者である青年や女性、中堅層など担い手を増やす戦略的な努力が重要です。

財政の基本、運動の基本である会費の大切さを話し合い、活動に必要な財政を相談活動や事業活動で生み出している地域組織の教訓に学び、定期的に会費や機関誌代を集めるなど会員読者との関係を改善します。

本部は会員減などで財政収支のバランスが崩れ長期に困難を抱える県組織に対し、実状把握や返済計画を立てる援助を行うとともに、未収をつくらない体制づくりのためブロックごとの運動交流も提起・支援し一定の改善を図ってきました。

また、この間の大会方針には「都府県段階などでは民主団体にふさわしい自主財政による組織運営の確立・前進に向け議論と運動が積み重ねられてきました。一方、『部落問題の解決』を掲げる団体に対する行政からの組織運営費補助等は、部落問題が社会問題としては基本的

に解決し、同和対策の特別法も2002年3月末には終了している今日、もはや社会的合理的根拠はありません。「同和」団体であることを根拠にした特権的優遇措置は部落問題解決を阻害している問題であり、同和行政終結の課題に位置づけて制度の廃止を、受給しているところは返上を、広範な市民にも呼びかけて住民共同の運動で早期の解決をはかります」と記し、議論と決断を提起しました。

この方針を受けて、本部による組織の状況把握や機関会議での議論を通じて、方針を真摯に受け止めて、自主財政による組織運営の確立・前進に向けた議論と改善が積み重ねられてきました。

市民に開かれた学習研修費補助の制度化や内容の充実を運動化しているところもあります。一方「解同」の補助金不正事件が度々明るみに出ながら、議会や行政により同和特権的補助金制度の廃止が阻まれる状況もあります。あらためて自力の地域人権運動の構築・前進を広範な市民にも呼びかけてはかります。また、同和行政終結の課題に位置づけられている問題ある制度の廃止を求め、受給しているところは返上します。

4. 生活相談活動を通じて貧困などの人権課題に住民連帯で取り組む

いま地域社会は、貧困に加え、教育や就労の機会を得られない、健康を害する、孤立など、社会生活上の困難も含めた「生活困難」が顕在化しています。その背景には、格差と貧困の緩和ではなしに富裕層中心の経済政策（アベノミクス）があります。単身世帯やひとり親世帯の増加など家族の変容、非正規労働者の増加など雇用・就業をめぐる変化、定住外国人の増加などにみられるグローバル化があります。

（１）少子化で子どもの数が減少しているにもかかわらず、生活保護費以下の収入で暮らす子育て世帯は1992年約70万世帯が2012年には約146万世帯に倍増、39都道府県で子育て世帯の10%以上が貧困状態にあり、子どもの貧困が全国的に深刻化しています。これが学力や就労におおきな影響を与えています。ひとり親世帯の貧困率は2015年段階でも依然として過半数（50・8%）を示し、第1義的に社会的行政的支援が求められます。

（２）生活保護費の受給水準以下で暮らす高齢者が、最近5年間で少なくとも約

160万人増えています。その結果、高齢者全体の4分の1を占める893万5千人が該当し、独り暮らし世帯に限ると男性が29万1千人、女性は39万1千人増加。単身の高齢者と結婚していない子どもが同居している世帯では13万5千人増えています。（東京新聞2016年3月4日付け、立命館大・唐鎌直義教授の調査）。

高齢者人口が増えた分、貧困に陥る人数も猛烈に増えており、2013年からの年金支給額の引き下げ、無年金、低年金の増加、消費税増税、国保未納が50代で5割を超すなど社会保障の高額化、介護水準などの社会保障の後退等が影響し、生活はますます厳しくなっています。

（3）一人ひとりが輝く地域社会づくりを進める上で、生活をはじめ困難を抱える人々の問題を積極的に取り上げていく必要があります。

本部では、「要求の事業化」と「組織活動の前進」を結びつける取り組みを全国化するために、高齢者介護や障害者福祉、独居者（おひとりさま）、青年の就労問題に取り組み愛知、高齢者介護事業を拡大している岡山、街づくりや高齢者

事業、中小業者支援に取り組み兵庫などの経験に学ぶ集会を重ねて来ました。住民の様々な要求に係わり、教育などの「事業化」や要求実現を組織拡大につなげる方途なども交流してきました。生活や税金、福祉の相談活動を通じた結びつきから組織を維持・拡大している組織もあります。

地域社会の生活困難層に働きかけ、諸要求実現と組織化のために、本部の学習交流を工夫すると共に、社保協などの「相談活動ハンドブック」や「要求アンケート」の活用、たすけあい共済、NPOや事業協同組合など多様な実現形態の追求を図ります。

IV 前大会以降の取り組みと課題

1. 多様な地域人権課題に取り組み

各都府県連・支部では、規約を遵守し定期的に大会・総会を開催し、「地域人権憲章」具体化と係わり生活相談活動を柱にした地域づくり、人権確立など各地の実状をふまえた方針をたてて運動を展開しました。継続的に大会・総会を開くこと、このことにより運動への確信と組織の広がりをつくることのできるものです。

全国研究集会では各地の支部での活動を報告交流しています。戦争法反対に支部が実行委に参加しパレードも実施、地元自治会と共同した「ふれあい祭り」、公営住宅の問題改善として、空き住戸、取り壊し建て替え問題、住宅管理問題等に取り組み、若い世代の入居やコミュニケーションの前進を図っています。また朝市などでの地域づくり、引きこもり問題、認知カフェや「ふれあいの昼食会」など高齢者の取り組みも行われています。

住民要求実現の行政交渉や申し入れでは、安心・安全な地域づくり、雇用対策、障害者の65歳介護保険移行や法定雇用率確保の問題、実態とかけ離れた同和啓発の是正・廃止、個人情報に反する「実態調査」や新たな偏見を生みかねない同和問題に係わる「意識調査」の廃止・是正、教科書記述の是正で教科書会社に懇談・申し入れ、児童生徒支援加配教員の適正配置、人権教育研究協議会への補助金や内心に踏み込む「人権条例」無効化、米軍による低空飛行問題反対などにも取り組んでいます。

学習会や研究集会、懇談会、講座などの開催では、人権を冠した集会で人権そ

のものの理解を深め、貧困問題や地域づくり、介護・福祉、えせ同和の問題、人権を映画で観る会、政治学校も行われ、取り上げる課題に広がりが見られます。

山口や岡山の就職連絡会は毎年学習会を開催し、労働局、商工会議所への雇用政策の充実の要請も行い、新規採用増、就職差別の根絶、青少年の就職保障、障害者雇用、相談員手帳の改善なども取り上げています。

また、震災復興・大規模災害支援の継続的現地支援・募金の取り組み、福祉切捨ての障害者自立支援法反対の共同の取り組み、ハンセン病患者の社会復帰支援の取り組み、アイヌの人々の自主的な取り組みの尊重やヘイトスピーチの排除・在日外国人の人権拡大、生活保護受給者の権利確立など、地域社会にみられる多様な人権諸課題に住民共同で取り組む所も広がりました。

本部では、ジェンダー（社会的性差）平等実現に係わり婦団連との共同、自治研集会の共同運営、教育を守る集いなどの協力・共同、さらには「部落問題と人権セミナー」では「結婚問題」、人権意識調査の抱える問題などを学習交流してきました。組織外の参加が増えるよう工

夫してゆきます。

2. 同和行政終結の取り組み

(1) 政府交渉の実施

国の段階での、国連が提起する人権擁護機関設置の検討、個人通報制度の批准、児童生徒支援加配教員の適正配置と勤務の適正化、隣保館へのエレベーター設置予算の獲得、「同和関係者」を就職困難者として雇用保険の上乗せ給付に関わり隣保館が関与している問題、加配保育士の偏向配置、高度化事業の返済に関わる膨大な焦げ付きや一方的債務解消の問題、住宅新築資金返済問題、部落問題解決の到達点を無視した教科書記述の問題など、政府交渉を通じて是正に取り組んできました。

(2) 地方自治体の動き

地方自治体は、その地域の運動団体の力関係に大きく影響され、人権（同和）行政・人権（同和）教育のあり方でも異なった状況になっています。依然として行政の主体性を確立しえないまま、「解同」に迎合して旧同和地区を対象とする事業の継続実施に固執している自治体が少なからず存在しています。

しかしこれまでの私たちの運動や国民世論を背景にして、自治体の中に一定の

変化が生まれています。

「人権指針」の改訂や「計画」の策定・見直しで、市民の立場から権利の拡充につながる有り様を学習・申し入れを行う所、また憲法軽視の人権規定や同和問題の現状を無視した結婚や就職、「土地差別」の強調、内心に踏み込む啓発の強制などの是正に取り組み、一定の反映を得ています。

さらに人権意識調査に係わり、調査が不要な同和項目が、あらたな差別を拡げているとして指摘し、同和項目を縮小させ、行政による見直しも提起しています。行政施策の評価ではなく、内心に介入し暴露につながる「調査」に反対します。

全国同和教育研究協議会を前身とする全国人権教育研究協議会（「全人教」）は、部落問題解決の到達点軽視、児童生徒を「部落の子」抽出で分断、狭山裁判批判という社会問題を教育の目的にする政治的偏向、「人権教育」の名で管理主義を助け、「心がけ」人権により憲法教育などの民主教育を排除するなど、自主的な教育研究団体ではなく教育運動分野から「解同」を支える存在になっています。ここへの教員派遣などの優遇は減つ

たものの莫大な自治体補助金が継続しており、引き続き課題としてあります。

3. 「部落差別の解消の推進に関わる法」をめぐって

(1) 「部落差別・問題」固定化法」の成立経過と問題点は次の通りです。

自民党は2016年3月10日、政務調査会「差別問題に関する特命委員会」の初会合を開き、特定の人種や民族への憎悪をおおるヘイトスピーチ問題や、高齢を理由に就職が妨げられている年齢差別などについて法務省などからヒヤリングを行うとともに、これとは別に、「部落差別をなくす議員立法を検討」する小委員会を二階俊博総務会長の音頭で立ち上げました。自民党は法律推進派からのみの意見聴取で法案をまとめ、2016年5月20日衆議院法務委員会に自公民で提案しました。

私たち人権連は次の問題点を示してきました。

①社会問題としての部落問題は基本的に解決しているにもかかわらず、立法根拠が曖昧なまま恒久法を制定し、国民に差別解消を義務づけ、変貌した「部落」、大幅に減じた「部落差別」を定義

もなく法に記すことは、国民の言論表現の自由を侵害し、新たな事業を自治体に取り組まざるを得ない事態に追い込み、同和利権の拡大と社会に差別を固定化させるだけで、「部落差別の解消」とはならず部落問題解決の大きな障壁になる。

②法律は「差別の実態調査」を国や自治体に要請している。2002年3月末で同和の特別法は実態的改善を評価し終結した。いわゆる「同和地区」「同和関係者」という行政概念は消滅している。

「調査」は大幅に減少している「部落差別」の状況に反し、あたかも根深く存在しているとの誤った理解を国民に拡げることになり、しかもプライバシーを侵害し特定の地域や住民を「部落」と示唆することになる。

③政府は同和立法が終結した2002年以降も、一般対策の名で、「同和関係者」の雇用保険給付延長制度、「旧同和地区」保育所への保育士加配、隣保館での「相談事業」などの継続、児童生徒支援加配教員の偏向配置など、国民がどう理解納得できない事業予算を組み続けている。この法は国民に特別視を生んでいるこれら事業などの即刻廃止を指摘しておらず、逆に継続強化の根拠とされ

る。

④2000年に自公などの議員立法で制定された「人権教育・啓発推進法」は、人権問題を差別問題に矮小化し、「国民の差別意識」を問題としている。

国民の内心に踏み込み「勝手に、あなたには差別意識がある」と断定する事態や、解決の実態から乖離した「解放教育」や「同和教育」に「人権教育」の名の法的根拠を与えてきた。今日の実害を伴う部落差別は大幅に減少しているもって、実態から遊離した啓発などの根拠となっているばかりか、第5条の「地方公共団体の責務」を盾に解同等は行政・宗教界・企業などを組織して行政への要請行動等を展開しており、「人権教育・啓発推進法」こそ、廃止を政治の責任で宣言することである。

⑤1991年地域改善対策協議会は、1986年に続いて「地域改善対策を適正に推進するための方策」を指摘した。「行政の主体性の確立、同和関係者の自立、向上の精神の醸成、えせ同和行為の排除及び同和問題についての自由な意見交換のできる環境づくり」は重要な課題であるとし、「今後とも、個人給付的事业の資格審査の徹底、住宅新築資金等

の返還金の償還率の向上、著しく均衡を失った低家賃の是正、国税の適正な課税の執行、地方税の減免措置の一層の適正化、民間運動団体に対する地方公共団体の補助金等の支出の一層の適正化、公的施設の管理運営の適正化、同和教育と政治運動・社会運動とを明確に区別して推進するという教育の中立性の確保等に努めるほか、行政の監察・監査、会計検査等の機能の一層の活用を積極的に行っていく必要がある」とした。

こうした不公正な実態はまだ解消しておらず、この事態が国民をして行政不信を生み、部落差別解消の妨げとなっている。同和行政の終結こそ課題である。

(2)「部落差別解消法」反対運動と論戦の成果である附帯決議を示して乱用を防ぐ闘い

①参議院附帯決議(2016年12月8日)を示し乱用を防ぐ

国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対す

る国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。

二 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。

三 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。

②法第6条は、部落差別の実態に係る調査について規定し、「国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする」としています。(公財)人権教育啓発推進センターでは、法務省からの委託で

「部落差別の実態に係る調査」に関連して、「調査」の内容、手法等に関する有識者会議が設置されヒヤリングを含む検討を進め、2018年3月末に未公開の報告書をまとめ任務を終了しました。

「結婚差別」などの具体的人権侵害がどれほどあるのか、「教育や啓発」でふれる内容をもって国民は「事実」と認識し、まだ大変「差別はあるのだらう」と回答してしまうものです。全国人権連や自由同和会は、「現行の自治体等での『調査』等が内心に踏み込み意識改変を強要し、設問が新たな偏見を助長している」(人権連ヒヤリングでの意見)、「これまでのような『同和問題でどのような差別があると思いますか』との差別があることを前提にして、結婚問題とか就職問題に解答させるような、教育・啓発で学習した結果に誘導させるような設問は現状を見誤えると言わざるを得ません」(自由同和会のヒヤリングでの意見)と、設問項目の大幅な見直しを主張しています。「調査」問題での的確な対応が必要です。

③「法の具体化、活用」を要求する「解同」等の動向も注視ながら、自治体や議員との懇談、廃案運動に取り組んだ

諸団体や個人とも連携して、「部落差別解消」条例の成立阻止をはじめ、現状と課題についての意見交換も進めます。

V 地域を舞台にどこでも人権連 運動を発展させるために

1. 全国人権連が全国の会員・住民と 連帯して取り組む基本要示

(1) 高齢者の介護抑制と医療費削減に反対します。同時に社会保障のためを口実にした消費税の引き上げに反対するとともに、所得再配分のあり方を提起し格差を縮小し貧困層を縮小根絶するために取り組みます。また難病支援も強めます。

(2) 若者や女性の2人に1人が非正規雇用の貧困で不安定な生活を余儀なくされています。正規雇用率を高め雇用の安定をはかること、さらに行政機関が障害者の法定雇用率を厳守することをめざし、全国の労働局、行政などに申し入れ行動を展開します。雇用保険や職業訓練制度を大幅に見直し、技能が身につく、生活不安がない、再就職支援の強化をはかります。福祉従事者の待遇改善、育成は待ったなしの課題です。就労に係わり農業問題はT P P問題、政策的支援欠如

など深刻です。消費税廃止・消費増税に反対するとともに、個人情報・国家管理・漏洩など多くの問題があるマイナンバー制度の廃止を求めます。

(3) 高等教育での学費の高騰により、家庭の経済状況で進路が選択できない現状を打開するために、授業料無償化、高校、大学の奨学金制度の無利子化制度の拡充、また通学など勉学に係わる条件整備のため給付制度の創設などの政策をまとめ、全国的な運動を作り出します。

(4) 生活保護にかかわって、扶養義務の強化や申請を行わせないようにする「水際作戦」、「自立」の強制など受給している人に辞退届けを強要する「硫黄島作戦」が強められています。各県に対して「カウンターに申請用紙を」の運動を行うとともに、各自自治体に対して受給辞退の強要はしないこと、生存に値する給付額、「貧困ビジネス」の根絶を申し入れます。

(5) 公共交通機関が弱者にも利用しやすいものとするために、過疎地への巡回バスなどの実現で交通権の確立をめざします。また、車椅子でも乗れる低床バスの導入や、駅のプラットホームでの安全を確保する施設を設置するために、行

政、各地のバス協会、JR管理局などに申し入れます。

(6) 高齢者になって誰もが憲法25条に保障された生活が送れるように月10万円の最低保障年金制度の実現をめざします。また、介護保険要介護者にかかわって、税にかかわる障害者控除が適用されるよう、各自自治体に申し入れ活動を行います。介護保険の保険料、利用料の軽減措置の充実を求めます。また、高齢化がすすむなかで特に公営住宅に住む高齢者の生活が脅かされています。空き家対策などを活用し、高齢者が住みやすい体制と施設の設定などを具体的に提起していきます。特養待機者解消のために国や自治体の建設補助や運営費の増額を求めます。

(7) 国の隔離政策のもとで療養所生活を余儀なくされてきた、ハンセン病患者がふるさとで生活できる政策を充実させるとともに、在園生活保障を勝ち取るために、ハンセン病問題基本法の具体化を求めます。

(8) 中国残留孤児に対する新たな支援策がすべての対象者に徹底されるとともに、地域で受け入れられ生活できるように、行政へ求めていきます。また原爆被

爆者の認定全面改定などを支援してゆきます。

(9) アイヌの人々の民族的権利の保障と伝統文化の継承・発展を促し、先住民が強制的な同化政策や強制移住の対象となつてはならないと規定した「先住民の権利に関する国連宣言」や「先住民族」と認めた2008年6月6日の国会決議をいかし、アイヌ民族の尊厳を保障する施策を求めます。

(10) 序列と競争を拡大させる全国一斉学力テストの廃止、公立保育園の民営化や幼保一元化に反対、保育園の増設、保育料の引き下げ・減免の拡充、保育の質の維持・向上など、子どもの権利を守り発展させるとりくみを展開します。

(11) 差別による住民間の分離、分断を許さず、差別の垣根を乗り越え、市民的連帯を培い、21世紀にふさわしい地域社会の実現をめざします。憲法規定空洞化の「人権」の名による「解同」などの恫喝や暴力を許さず、平和で安全な地域づくりをめざします。住民を教化の対象に位置づけ、官製「人権」や排外主義的「差別」論の押しつけと国民の内心に踏み込む行政主導の「人権啓発・教育」の誤りを正し、「人権論」を深め、多様な

学習機会の創設・援助、地域での人権学習を前進させます。人種民族に対する憎悪を街頭やインターネットで拡散する「ヘイトスピーチ」等の社会的排除の取り組みを強め、人種概念に部落問題を押し込む動向を排除し、ネット上の地名人名の問題検討、言論表現抑圧につながる「差別の法規制」に反対します。また過去の歴史的事実を歪め偽情報を意図的に流す様々な策動に機敏に対処します。

(12) 「解同」による「確認・糾弾」の一掃、不要な行政施策・偏向教育の是正、公的施設の管理運営の適正化、公的サービスの放棄につながる指定管理者制度の導入や一部の特権的管理に反対します。人権侵害につながる「同和地区」実態調査や教育調査の中止、戸籍や住民基本台帳など個人情報への不正取得を許さず、遺言書作成、保全処分、訴訟、強制執行等国民の正当な権利行使に支障を及ぼすおそれのある「戸籍謄本等取得に関する本人通知制度」に反対し、総合的個人情報保護の制度化に努めます。肥大化し誤った部落問題の教科書記述を正す、旧態依然たる告発記事を掲載する「マスコミ」問題への機敏な対応、宗教界自立への情報提供、えせ同和排除などの問題

解決に取り組みます。部落問題解決を阻害する「解同」の言動に機敏に対処し、「部落差別解消法」の実効化阻止と自治体での部落差別解消などの「条例」に反対します。

(13) 「働き方改革」に反対します。正規の女性労働者は、能力主義・成果主義が導入された職場で、男性なみの長時間過密労働をしながら、賃金は男性の6割、女性管理職の比率はわずか1割で、2013年ジェンダー格差指数は136カ国中105位で前年101位から下がっています。セクシャルハラスメントの告発もあとも絶たず、ジェンダー平等実現に取り組みます。国連も度々指摘するまた夫婦の選択的別姓導入や児童生徒を含む性同一性障害 (Gender Identity Disorder, GID) に係わり問題の改善を求めます。

(14) 2014年1月、日本政府は障害者権利条約を批准しました。国連の条約締結に向けた国内法整備の一環として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(いわゆる「障害者差別解消法」) が全会一致で成立し2016年4月1日から施行されました。「差別」の定義が明確でないなど不十分さはあり

ますが、障害者差別をなくす目的の法律が施行されたのは、重要な一歩です。施行を踏まえ障害者施策の拡充を進めることが必要です。また、65歳を境に障害者総合支援法に基づく無償の訪問介護を打ち切られ、介護保険の利用を違法に強要する自治体の問題では、全国的に裁判闘争を支援するため関係諸団体と連携します。

(15) 選挙戦や政治的課題に係わる態度では、会員の政党支持の自由を保障しつつ、民主主義の実現を掲げる団体として諸要求実現を進めるうえで、政治課題の学習に取り組み、歴史的前進を示している市民と野党の共闘構築に積極的に関わってゆきます。

2. 支部が創意工夫して取り組む課題

(1) 部落問題解決の逆流を許さない

旧同和地域などを要件とする特別な事業や人権侵害でしかない「部落差別糾弾」を一掃するとともに、実態から遊離し弊害のある「人権・同和」教育・啓発、実態・意識調査の廃止、「部落民宣言」の強要や部落問題優先の教育をやめさせる、同和団体補助金制度の廃止、公営住宅の改修・適正管理などに取り組みます。

(2) 生活相談活動を中心に生活擁護をはかる

生活や福祉、介護の相談会や税相談会、教育相談会など専門家と共同して実施し、生活を支え合うつながりを強めます。

(3) 地域の生活の現状と要求を把握する

住民の要求と願いに密着した運動が、住民の支持と共感を生み出します。自治会の人たちとの地域の現状を語る懇談会や、住民の要求アンケート活動、地域実態調査を行います。

(4) 地域的な政策、住民要求、事業活動の提起

地域の現状は様々で日常生活上の地域的課題はゴミや環境問題をはじめいくつもあり、また多様なものがあります。解決に向けての政策作り、住民要求のまとめ、要求実現へのとりくみをすすめるために、「地域人権憲章」の学習をすすめる、事業活動の提起も進めます。また組織活動を活性化する上で、気軽に立ち寄り活動の相談などができる組織のたまり場は重要です。幅広い住民を対象に地域支援センターを設置して活動の輪を広げることが今後の活動として重要です。こ

れらの活動の積み重ねは事業活動も展望した地域の拠点作りに結びつきます。

(5) 地域の自治を確立する

地域を住民自身の運営で住んでいてよかったといえるものにしていくうえで、町内会、自治会活動のありようは重要です。組織の民主的運営の蓄積をもつ私たちがその一員として積極的に参画することとは、自治会などの民主的发展に影響を与え、同時に人権連組織への身近な理解者を増やすこと、住民の諸要求の把握にもつながります。また、地域住民の要求に基づく諸活動を私たちの組織が主体となって取り組んだり、他団体と協同し援助したりするなかで、住民の連帯を図ってゆきます。

(6) ひとり暮らしや高齢独居者など困難を抱えた人たちへの生活支援

地域社会全体は超高齢社会にむかっています。高齢世帯では日常生活上さまざまな困難があります。家庭生活や営農など仕事の問題、家庭から地域社会に出て行く課題、医療、福祉など生活支援が必要な方々が多数存在します。これらの現状を踏まえ高齢者などへの集団的支援活動を展開することが運動として重要です。そして、住民を一人ばつちにさせな

いとりくみを通じて温かい連帯感が醸し出される地域社会をめざします。特に高齢者比率が高い地域では、高齢者を支える若者が少ない状態が顕著です。福祉や産業などによる「まちおこし」のとりくみと連動して高齢者や若者が住み続けられる地域づくりで合意形成をめざします。

(7) 子育て・教育問題のとりくみ

地域の将来を考えるうえで子育て・教育問題でのとりくみは重要です。特に少子化、核家族化している今日、子どもの集団的営みを地域社会で作り出すこと、保護者の子育てに対する悩みなどを解決する場の設定などが必要です。就学援助制度の拡大や給付制奨学金の充実、虐待問題、不登校・いじめ・ひきこもり・発達障害の問題、確かな学力を身につける問題など、専門家とのネットワークづくりも進め、相談会などを開催します。貧困問題とも関わる「こども食堂」など地域交流拠点作りにも取り組みます。

(8) 文化・スポーツ活動

住民の要求に応えた地域での文化祭、スポーツ交流会、健康祭り、朝市などに取り組みます。また、趣味や生きがいに結びつくサークル活動も重視します。

(9) 地域から憲法まもる共同のとりくみ

人権の土台となる憲法をまもり暮らしにいかすとりくみを、「9条の会」をはじめ地域の諸団体との共同ですすめまします。

(10) 自治体への提起と要求実現

地域でまとめた要求を整理し、要求実現にむけて提起を行い、交渉（話し合い）を行います。その際、行政側に問題点を具体的に整理して示し、その解決にむけた政策もともにつくりだす作業を行うことが重要です。行政と合意を得ることが困難な内容については、粘り強く幅広い住民などによびかけ、世論の構築とともに解決をはかっていきます。

VI 人権連組織を大きくし、運動と組織を支える財政の確立を

1. 本部機構の充実と役割

(1) 本部は機関紙・誌の定期的発行をはじめとする宣伝・出版と組織活動、全国への要求の把握と実現への援助、各地域組織の活性化に向けた支援、他団体との共同、人権課題にかかわる政策提起、要求の事業化など、ナショナルセンターとしての機能を高めます。そのための適切

な制度改善及び人員配置を工夫検討します。さらに全国の組織・財政活動の実態把握を進めます。

1922年3月に結成された全国水平社創立100周年を機に、運動の教訓と組織的展望を学際的な諸行事を行うなどとして、記念行事を計画します。

(2) 政府に対して国民の立場で政策を対置し、要求実現の場としての政府交渉を設定します。

(3) 各都府県の相互交流と援助の役割を担う各ブロック協議会と連携し、全国各県に人権連組織を確立させるためにとりくみます。組織の将来を担う青年及び女性を会員に迎え入れるために、本部行事の工夫をはじめ各ブロックや各県との連携をはかります。

(4) 各都府県組織では本部財政を支える役割を強化するとともに、本部は効率的な財政運営につとめ、安定的組織運営に必要な財政の確保、要求の事業化に関わる各都府県の取り組みを参考に自主事業の検討を進めます。

(5) 「地域人権」の理論的実践的探究のための全国研究集会は、憲法と人権が大切にされる地域づくりや憲法改悪、「構造改革」路線との闘い、世界的視野

での人権運動の位置づけなどを学び、同和行政や教育の終結、えせ人権の打破、地域共同の輪をそれぞれの開催地や全国に拡げることができました。今後も開催地の意向もふまえながら内容の改善など成功のために取り組みます。

本年9月14～15日開催の東京集会は、安倍政権による憲法改悪が現実日程にのっているもとで、「憲法を暮らしに活かし、住みよい地域社会に―いつまでも住み続けられ 平和で人間らしく 幸福に暮らせる地域社会実現のため」がメインテーマになります。あらたな情勢のもとでの本集会の開催は、部落問題解決の最終課題ともいべき同和行政・同和教育終結の世論を高め、『部落差別』固定化法』などの逆流を許さず、地域人権運動前進の契機にします。

2. 機関紙・誌活動の充実をめざして

(1) 『地域と人権』紙は、組織と会員を結ぶ大切な絆であり、人権連運動を推進する力です。また『地域と人権』誌は運動を進める理論政策の力となります。機関紙・誌に読者や会員の声を反映させるべく財政状況も鑑みながら、読まれる、待たれる、役に立つ機関紙をめざし、4頁中2頁分のカラー化、連載の工

夫、各地の運動の様子や暮らしに役立つ情報などを掲載してきました。今後も「見る部分の重視」、運動前進の的確な記事を増やすことで「伝わる」読みやすい紙面、読者の声や支部段階の地域づくりへの貢献にむけ、編集体制の充実とも関わって改善をはかります。

機関誌も情勢とかわって理論的政策的解明がまたれる課題が迅速に掲載できるように一層の充実をめざします。

都府県発行の機関紙・ニュースは、地元的情勢や運動、身近な課題を知らせ、運動を牽引する力になっています。また、会員同士の交流の場としても大切な役割をはたしています。本部は全国大会時に県段階の機関紙を紹介するコーナーを設け、互いに切磋琢磨し、よりよい機関紙づくりができるようにしています。

(2) 憲法破壊や消費税増税による「戦争する国づくり」が進められているもとで、権力によるメディア恫喝も為されるなど、メディアの国民の知る権利にこたえる報道姿勢が問われているなかで、憲法と人権を守る世論をひろげ行動を呼びかける人権連の機関紙・誌は貴重な役割を担っています。

地域社会に人権を確立する課題、「解

同」問題の一掃に向けた取り組み、政府や自治体などの「同和問題」や「人権施策」の動向を時宜にかなって報道する機関紙・誌は、「地域と人権」しかありません。さらに大きく読者をふやし、「地域人権のメディア」として役割を発揮していきます。

『地域と人権』紙誌を全会員が購読するとともに、あらゆる階層（行政や教育関係者、議員、宗教関係者など）、地域社会住民への普及を意識的にとりくみましょう。そのための必要な手立てを講じます。

(3) 本部は関係役員が必要な情報を迅速に掲載できる方途として、インターネットによる情報発信をホームページ形態からブログに変更し、フェイスブックも開設するなどして情報の相互発信を進めています。迅速な情報発信を強めていきます。引き続き、運動や学習の推進に役立つ内容の掲載、迅速な更新をめざします。県段階などで開設されているところも増えていますのでネットワーク化や開設支援をすすめます。

3. 全国に組織を確立するとともに、

県組織は全住民対象に組織拡大を

全国人権連中央組織は全国に人権連組

組織を確立する行動を起こすとともに、都府県組織は定期的会合をはじめ、住民の困難な生活実態の解決に焦点をあわせ生活相談活動を軸に拡大を図り、組織運営の工夫・定着、バランスのとれた財政収支の確立に取り組みましょう。

また各組織は会員の願いや悩みに心をよせ、どうすればいきいきと前進できるか、会員とともに考え、行動しましょう。

〔資料1〕「地域人権憲章」(2012年11月18日第5回全国大会で採択)はじめに

さまざまな階層や分野の人々によって構成されている地域社会には、安心・安全な住民生活を保障するための共同性と地域性から生み出される、多様な人間的要求が存在する。

私たちは、地域社会を基盤に多様な住民要求の実現と民主的な地域づくり、自由平等の観念が生活に根付くよう民主主義の成熟をめざしてきた。地域社会の問題は日に日に深刻化していることから、地域づくりの新しい羅針盤として「地域人権憲章」を制定し、住民連帯による運動の

展開で人権の確立をはかるものである。
地域社会の課題

「新自由主義」にもとづく「構造改革」は、日本社会に弱肉強食の競争原理を持ち込み、貧困と格差を拡大し、住民生活に多大な困難をつくりだしている。

その結果、地域社会においては、教育や福祉の削減、中小企業の倒産・廃業、貧困世帯の増加、急激な少子高齢化とあいまって、限界集落、孤独死などの問題が起き、地域のコミュニティと自治が衰退している。

くわえて、大震災による深刻な被害は、地域社会の崩壊を招くなど地域再建の長期化・困難をもたらしている。しかも原発事故による放射能問題は、生態系に対しはかりしれない影響を与えており、安心・安全を求めるかつてない国民的運動の高まりを生んでいる。

地域人権確立の方向

社会において誰もが等しく幸福を追求し自由に生きる権利である地域人権のめざす運動は、人権に関する世界の努力の成果と日本国憲法の人権と民主主義、住民自治確立の理念を地域社会で活かし、実現することを目標とする。

私たちは多様な要求をとりあげ、いつ

までも住み続けられ、平和で人間らしい暮らしができる、つぎのような地域社会をめざす。

① 自分の意思により自由に考え発信し行動できる地域社会

② 貧困や格差による困難を解消し、幸福に暮らせる地域社会

③ 参加・協同による住民自治が確立された地域社会

一人ひとりが輝く地域社会を

高度経済成長による農村型社会の変化と憲法擁護運動の発展は、日本社会を大きく前進させた。しかし、「構造改革」路線の行き詰まりは、貧困と格差の拡大固定と人間の孤立化、地域社会の崩壊をもたらしている。それは一方で、自由で民主的な人間関係を構築する地域共同体として歩み始める可能性と条件を生み出す新たな時代の到来でもある。

人間の尊厳を守るたたかいの輝かしい歴史的教訓と、地域社会に立脚し社会的道徳に照らして住民要求を実現してきた伝統を受けつぎ、私たちは住民に依拠し、国際的連帯も視野に、地域人権の運動を発展させる決意である。

ともに手をつなぎ、一人ひとりが輝く地域づくりを前進させよう。

〔資料2〕「地域人権運動」理解のために

1. 権利擁護・復権・創造の運動課題

1. 自由権

① 国家権力等から制約を受けたり強制されずに自由にものを考え行動する自己決定の権利

② 住み慣れた所に住み続ける自由や移転の自由

③ 財産の形成や確保など経済活動の自由

④ 思想・信条、表現の自由

⑤ 当事者の合意に基づく婚姻の自由

2. 幸福に生きる権利

① 自分の目的、理想の実現に向けて努力し成し遂げ、人間らしく生きる自己実現の権利

② 人間らしい生活ができる賃金の確保と働き方をする権利、就労機会が保障され地域で働き続ける権利

③ 人格やプライバシーの権利をはじめ第3世代の権利

④ 平和で安心・安全に暮らせ、人間らしく幸せを感じられる環境で生活する権利

⑤ 医療、介護、文化、スポーツなどのサービスを受ける権利

⑥ 個人や家庭が自立し、社会や国の保護・援助を受ける権利

⑦ 教育の機会均等が実質的に保障され、教育や文化を受け学習する権利

⑧ 情報公開により行政等の文書情報等を知り、アクセスする権利

⑨ 公共的住民サービスの維持・確保を求め請願する権利

⑩ 主食を含む食料を生産・流通・確保する権利

⑪ 地域経済の循環、活性化を求める権利

⑫ 公共交通などの整備で移動の自由を確保する権利

⑬ 地域に居住するすべての住民が、等しく個人として尊重され認められる権利

⑭ 「社会的文化的に形成された性別」である『ジェンダー平等の実現』のため、社会の制度や慣習・慣行の見直しを求める権利

3. 住民自治権

① ふれあいと助け合いを進める自治・コミュニティを育成する権利

② 災害、犯罪、貧困などから住民生活の安全を保護する権利

③ 自然、歴史、文化に育まれた良好な景観と地域の伝統文化を継承する権利

④ 世代のバランスがとれた地域へと地域づくりへの参加と暮らしの協同をする権利

（3）中央役員の推薦に係わる件と規約改正について

① 組織財政の実態

本部常任幹事会では、県段階での組織・運動の現状を、①大会・総会の定期的開催、②県段階及び市町村段階での交渉の実施、③都府県版新聞やNEWS発行の有無、④本部会議や諸行事への参加状況、⑤財政納金・未納の状況、⑥事務所・人員配置等有無などについて、その実態を分析してきました。その結果、財政や実務者の確保が困難になり活動停止や、県・支部指導部に体調不良・事故等があれば解散状態に追い込まれる状況がみられました。全国的に多くの所で世代継承は進んでおらず、組織・運動は縮小傾向を示しています。県段階から本部指導部への若手等の登用が困難となり、幹部の減少・固定化・高齢化という実態を招いていること、課題克服が急務であることをあらためて共通認識にしてみました。一方、財政に係わっても、関西共同印刷所への未納分は毎年度700万円前後翌年へ持ち越しており、年次の計画的

に返済計画を立てる必要がある、本部機能を維持しつつ、専任事務局役職員配置や業務分担なども見直さざるを得ないのが実態です。

②運動課題に見合う組織へと抜本改革が急務

運動組織財政の現状をふまえ、①諸行事を運営し、県段階の指導援助を担えるだけの15名前後の幹部・指導集団の維持と確保は必須であり、経験豊かな幹部と創造的な意見を言える若手、男女の公平比率などを柱に組み立てます。②地域を基礎に社会運動を進めてきた理論や政策、実践の世代継承がはかれる布陣を長期の視野で目的意識的に追求します。③幹部の高齢化に伴い、特定幹部への負担は心身ともに多大であることから、中央組織としての中央性及び協同性を高め公平な負担にするとともに、役職員の業務分担と業務の継承を進めます。

③全国人権連中央本部は代表委員制度を導入し、組織改革を進めます

全国人権連規約前文の組織性格に則り「地域人権憲章」実践を追求し、上記の組織財政の実態と改革の目標をふまえ、これまで以上に人権連運動の値打ちを打ち出し、民主的な運営管理を前進させる

ため代表委員制度を導入します。

全国人権連規約前文は、「地域社会で人権と民主主義、住民自治の確立をはかる多様な住民運動を包含する恒常的な全国組織である」と規定し、地域社会での多様な運動とその組織への反映を求めています。本部推薦幹事を設けた理由でもあります。本部推薦幹事を設けた理由でもありますが、幹部・指導集団にも今後適用されてゆくべき方向です。そのためには、リーダーを複数にし、多様な分野・領域の運動が役割分担をしながら課題を成し遂げてゆく協同性として組織に反映させる必要があります。

常任幹事会を構成する役員の推薦・選考基準は、「県組織内外を対象に、規約を遵守し全国的視野にたつて理論、政策、要求闘争、組織活動などが行えるにふさわしい幹部とする」を踏襲し、常任幹事会で議論を調整し組織的責任を負うことに変わりはありません。

④規約改正 第7条（大会）

（１）大会は、本会の最高決議機関で、2年に1回開催するものとし、幹事会の議決を経て代表委員が招集する。
（２）幹事会が必要と認めたとき、または、加盟組織の3分の1以上が要求した

ときは、臨時大会を開催する。大会を招集するときは、加盟組織に対して30日前までに日時、場所、付議事項を通知しなければならない。ただし、臨時大会はそのかぎりではない。

（３）大会は、代議員と役員をもって構成し、代議員と役員の委任も含む2分の1以上の出席によって成立する。付議事項は、特に定めた事項以外は、出席者の過半数をもって決議する。

（４）代議員は、県組織およびこれに準じる組織で選出する。代議員の数および選出基準は、その会員数を勘案して幹事会で決める。

（５）大会は、次の事項を審議決定する。

- 1 活動報告および運動方針
 - 2 決算および予算
 - 3 役員の選出
 - 4 規約の改廃
- （ただし、この事項の議決は、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする）

5 その他必要な事項

第8条（幹事会）

（１）幹事会は、大会につぐ決議機関で、常任幹事会の議決を経て、代表委員が招集する。

（２）幹事会は、代表委員、常任幹事、

事務局長、事務局次長、幹事および監査で構成し、委任も含む2分の1以上の出席によって成立し、大会の決定にもとづき会の運営について協議決定する。

第9条（常任幹事会）

（1）常任幹事会は、代表委員、常任幹事、事務局長、事務局次長で構成し、大会や幹事会の決定にもとづいて日常的な業務の執行および緊急事項の処理にあたる。

（2）常任幹事会は、必要に応じて代表委員が招集する。

第10条（役員）

（1）本会に次の役員をおき、大会で選出する。役員の選出方法は別に定める。

- 1 代表委員 若干名
 - 2 事務局長 1名
 - 3 事務局次長 若干名
 - 4 常任幹事 若干名
 - 5 幹事 若干名
 - 6 監査 若干名
- （3）役員の任務は次の通りである。
- 1 代表委員は、この会を代表し、業務を分担統括する。
 - 2 事務局長は、事務局を統括し、日常の業務を処理する。
 - 3 事務局次長は、事務局長を補佐

し、事務局長に事故があったときはその任を代行する。

4 常任幹事および幹事は、それぞれ任務を分担し、その任をはたす。

5 監査は、年1回財務を監査し、大会に報告する。また監査の結果について必要な機関に意見を述べることができる。

（5）本会職員の任免または業務の委託などについては、常任幹事会の議を経て事務局 長が行う。

第12条（付則、発効）

（2）この規約は、2004年4月4日より発効する。

（3）この規約は、2018年6月23日より発効する。

⑤規約改正にもとづく全国地域人権運動総連合中央役員の推薦について

標記の件について、規約第10条並びに4月13日の第4回幹事会決定にもとづき、下記により行います。

全国地域人権運動総連合中央役員の推薦について

記

1. 規約第10条に定める役員の選出は、次の方法によって行う。

一、役職と定数について

- 1 代表委員 若干名
- 2 事務局長 1名
- 3 事務局次長 若干名
- 4 常任幹事 若干名
- 5 幹事 若干名
- 6 監査 2名

二、役員選出について

役員選出に当たっては、当該個人や県組織の同意を必要とする。

三、代表委員、事務局長、事務局次長、常任幹事の選出方法・推薦基準について

1. 代表委員、事務局長、事務局次長、常任幹事の選出は、常任幹事会の責任で、県組織等の同意を得て次期役員名簿を用意し、大会で選出する。

2. 常任幹事会を構成する役員の推薦・選考基準は、県組織内外を対象に、規約を遵守し全国的視野にたつて理論、政策、要求闘争、組織活動などが行えるにふさわしい幹部とする。

四、監査の選出方法・選考基準について

1. 監査の選出は、常任幹事会の責任で、県組織との同意を得て推薦名簿を用

意し、大会で選出する。

2. 監査の選考基準は、会計に詳しく監査する能力があり、幹事会に出席できる人とする。

五、幹事の選出方法・選考基準について
1. 幹事の選出は、定数を幹事会において決定し、県組織は定数にもとづく推薦名簿を本部事務局に提出し、常任幹事会の選考を経て大会で選出する。なお、常任幹事会も各県組織の推薦定数の4分の1を超えない範囲で幹事を推薦できるものとする。

2. 幹事の推薦、選考基準は、規約を遵守し、幹事会に必ず出席し、課題達成の先頭にたつて活動する人、とする。

3、幹事の推薦定数は、各県に1人を割り当て、組織実状等をも考慮して加配数を決める。

4. 幹事の推薦定数は以下とする。

茨城2 栃木1 群馬2 埼玉1
東京1 神奈川1 長野1 愛知2
三重2 京都1 大阪2 兵庫2
和歌山2 島根1 岡山2 広島1
鳥取1 山口2 徳島1 高知1
福岡1 熊本1 大分1
本部推薦8 合計 40名

5. 本大会以降に結成・承認された県組織からの幹事の取り扱いについては、五―3の規定による推薦について幹事会で議決できることとする。

六、顧問の選出方法・選考基準について
1. 顧問の選出は、常任幹事会の責任で、関係個人や県組織との同意を得て推薦名簿を用意し、大会で選出する。

2. 顧問の選考基準は、運動の前進に向け適切なアドバイスができる経歴と見識のある人とする。

七、以上、2018年4月13日の幹事会で決定しましたが、あらためて大会に提案をします。

〈特別決議〉

地域人権運動と組織活動の前進へ

全国人権連は、その前身である全解連時代に国民的課題とまでいわれてきた「部落問題解決」に関して、「社会問題としての部落問題は基本的に解決したといえる時代を迎えた」なかで、時代と地域社会の要請にこたえるべく、組織転換を図り誕生した。

全国人権連はその名が示す通り、地域社会から人権の確立を目指し、地域社会に山積する高齢者や子ども、社会保障、生きる権利など、様々な課題の解決や住民要求の実現に向け全国各地で人権連運動を展開してきたところである。

こうした取り組みをより理論的に整理したのが「地域人権憲章」であり、「誰もが住んでよかったといえる地域社会の実現」をめざした憲章の普及と実践こそが地域人権運動なのである。

憲法破壊と立憲主義を打ち捨てた第2次安倍内閣の誕生以来、集団的自衛権の行使容認、自衛隊法改悪、日米軍事同盟再強化、特定秘密保護法、共謀罪を盛り込んだテロ対策法、戦争法とも呼ばれる安保法制などが数の力で強行され、戦後

の日本政治を通じて誰も経験したことのない戦争できる国づくりが推し進められている。

同時に安倍内閣は、「森友・加計疑惑」など政治の私物化をなかつたかのごとく覆い隠そうとする一方で、「自助、共助、公助」を強調し自己責任論を展開している。こうした視点は、社会保障、医療、福祉、介護、教育、地方自治など、幅広い分野で予算削減を連続して行い、大企業・財界の人間をモノ扱いする非正規労働のまん延に加担、貧困と格差拡大を増大させ、結果的に我が国の消費低迷と地方経済の斜陽を招いている。

安倍内閣の悪政と疲弊は地域社会へも大きな影を落としている中、2018年3月に国立社会保障・人口問題研究所は、2045年までの都道府県や市町村別の将来推計人口を発表。秋田県で40%以上人口が減少するなど、地方の衰退と人口集中地域の格差が加速度的に広がると推計し、社会的に大きな波紋を呼んでいる。

こうした状況の中で、私たち人権連組織は、地域人権運動の展開と同時に2016年12月に成立した「部落差別の解消の推進に関する法律」いわゆる「『部落

差別』固定化法」の廃止を視野に全国各地で実効化させないたたかいを展開している。

地域や組織を構成するのは「人」である。私たち一人ひとりが地域を形成し、人権連組織を形成しているのである。仲間を増やすこと、声を広げること、「世論」は生まれてきた。同様に私たち自身の声や力を地域で結集して、大会方針に基づき、組織建設の課題に取り組み、憲法を守り発展させ、地域人権運動と組織活動を大いに前進させようではないか。右、決議するものである。

2018年6月24日



新役員を代表して挨拶をする中島代表委員